

【 資 料 編 】

1 関係機関連絡先

(1) 島根県の廃棄物担当課連絡先	1
(2) 国の廃棄物担当課連絡先	1
(3) 中国地方各県の廃棄物担当課連絡先	1
(4) 市町村・一部事務組合の廃棄物担当課連絡先	2
(5) 災害廃棄物処理に関する協定締結団体連絡先	3

2 広域支援及び災害廃棄物関係支援協定

○中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	4
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	6
○災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定 ((社)島根県産業廃棄物協会)	8
○災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定 (島根県環境整備事業協同組合・島根県環境保全協会)	10

3 市町村の一般廃棄物処理施設

○島根県内における一般廃棄物焼却施設等	14
○島根県内における一般廃棄物不燃物処理施設 (粗大ごみ処理施設を含む)	15
○島根県内における一般廃棄物最終処分場	16
○島根県内におけるし尿処理施設	17

1 関係機関連絡先

(1) 島根県の廃棄物課担当連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
環境生活部 廃棄物対策課	〒690-0851 松江市殿町1番地	0852-22-6151	0852-22-6738
健康福祉部 松江保健所 環境保全課	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1318	0852-31-6694
健康福祉部 雲南保健所 環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9673	0854-42-9654
健康福祉部 出雲保健所 環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197	0853-21-7428
健康福祉部 県央保健所 環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9809	0854-84-9819
健康福祉部 浜田保健所 環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5560	0855-29-5562
健康福祉部 益田保健所 環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9554	0856-31-9568
総務部隠岐支庁 隠岐保健所 環境衛生課	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9719	08512-2-9716

(2) 国の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号26階	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階	086-223-1584	086-224-2081

(3) 中中国各県の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220	0857-26-7562	0857-26-7563
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7307	086-224-2271
広島県 環境県民局 循環型社会課	〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52	082-513-2958	082-227-4815
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1	083-933-2998	083-933-2999

(4) 市町村・一部事務組合の廃棄物担当課連絡先

市町村名	担当課	住 所	電話番号	FAX 番号
松江市	環境保全課	〒690-0826 松江市学園南1丁目20番地43号	0852-55-5679	0855-55-5497
浜田市	環 境 課	〒697-8501 浜田市殿町1番地	0855-25-9430	0855-22-9100
出雲市	環境施設課	〒693-8530 出雲市今市町70番地	0853-21-6990	0853-21-6597
益田市	環境衛生課	〒698-8650 益田市常盤町1番地1	0856-31-0698	0856-31-1139
大田市	環境政策課	〒694-0064 大田市大田町大田1111	0854-83-8168	0854-82-6667
安来市	環境政策課	〒692-8686 安来市安来町878番地2	0854-23-3097	0854-23-3188
江津市	市民生活課	〒695-8501 江津市江津町1525番地	0855-52-7936	0855-52-1557
雲南市	環境政策課	〒699-1592 雲南市木次町里方521番地1	0854-40-1033	0854-40-1039
奥出雲町	町 民 課	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2510	0854-54-0051
飯南町	住 民 課	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880番地	0854-76-2213	0854-76-3950
川本町	町民生活課	〒696-0192 邑智郡川本町川本271番地3	0855-72-0632	0855-72-1136
美郷町	住 民 課	〒699-4692 邑智郡美郷町粕渕168番地	0855-75-1213	0855-75-1505
邑南町	町 民 課	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000番地	0855-95-1114	0855-95-0268
津和野町	環境生活課	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田64番地4	0856-72-0309	0856-72-0655
吉賀町	税務住民課	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856-77-1113	0856-77-1891
海士町	環境整備課	〒684-0403 隱岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1827	08514-2-0208
西ノ島町	環境整備課	〒684-0211 隱岐郡西ノ島町大字美田46番地	08514-6-1748	08514-6-0186
知夫村	産業建設課	〒684-0102 隱岐郡知夫村1065番地	08514-8-2211	08514-8-2093
隱岐の島町	環 境 課	〒685-8585 隱岐郡隱岐の島町城北町1番地	08512-2-8565	08512-2-6305

一部事務組合名	住 所	電話番号	FAX 番号
雲南広域連合	〒699-1311 雲南市木次町里方 568	0854-42-0481	0854-42-0811
雲南市・飯南町事務組合	〒690-2701 雲南市掛合町 1261-3	0854-62-9550	0855-62-9551
邑智郡総合事務組合	〒696-0001 邑智郡川本町川下 3083-6	0855-72-1701	0855-72-2270
浜田地区広域行政組合	〒699-3161 江津市波子町 321-1	0855-53-5081	0855-53-5088
益田地区広域市町村圏事務組合	〒69-0064 益田市常盤町 1-1	0856-31-0226	0856-31-0315
鹿足郡事務組合	〒699-5206 鹿足郡津和野町瀧元 668	0856-74-0301	0856-74-0830
鹿足郡不燃物処理組合	〒699-5515 鹿足郡吉賀町幸地 1319	0856-77-1568	0856-77-1601

(5) 災害廃棄物処理に関する協定締結団体連絡先

団 体 名	住 所	電話番号	F A X 番号
一般社団法人 島根県産業廃棄物協会	〒690-0003 松江市朝日町 112	0852-25-4747	0852-59-5771
島根県環境整備事務組合	〒690-0011 松江市東津田町 1047-12	0852-32-4818	0852-25-6667
島根県環境保全協会	〒690-0011 松江市東津田町 1371-48	0852-24-2440	0852-31-2121

2 広域支援及び災害廃棄物関係支援協定

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、

電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に關し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に關し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治
島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦
山口県代表者 山口県知事 二井関成

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあって

は常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治
島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦
山口県代表者 山口県知事 二井関成
徳島県代表者 徳島県知事 飯泉嘉門
香川県代表者 香川県知事 浜田恵造
愛媛県代表者 愛媛県知事 中村時広
高知県代表者 高知県知事 尾崎正直

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と社団法人島根県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保する等、被災市町村が実施する災害廃棄物処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 災害廃棄物処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。
- 3 乙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する会員間の調整、被災市町村と会員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、その会員が実施する災害廃棄物等の処理が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として当該被災市町村が負担するものとし、その額等は協力要請を行った被災市町村と当該乙の会員が協議の上、決定するものとする。
2 乙は、必要に応じて前項の協議に関与し、被災市町村と会員との調整を行うものとする。

(損害補償)

第7条 第2条第1項の要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の負担については、当該乙の会員と協力要請を行った被災市町村で協議するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県環境生活部廃棄物対策課、乙においては社団法人島根県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への応援)

第9条 甲が、被災した他の都道府県における被災廃棄物の処理等についての応援を行うために協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月14日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

乙 松江市東朝日町112番地
社団法人島根県産業廃棄物協会
会長 福代正明

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と島根県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害廃棄物等の収集運搬については、原則として無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときには、その費用の負担について当該被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県環境生活部廃棄物対策課、乙においては島根県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月14日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

乙 松江市西持田町1292番地1
島根県環境整備事業協同組合
理 事 長 野津勝男

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と島根県環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に關し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬については、原則

として無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときには、その費用の負担について当該被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県環境生活部廃棄物対策課、乙においては島根県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月14日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

乙 松江市東津田町1371番地48
島根県環境保全協会
会長 田中義章

3 市町村の一般廃棄物処理施設

表1. 島根県内における一般廃棄物焼却施設等

平成29年11月30日現在

ブロック	施設名称	設置場所	処理能力	使用開始年	備考
松江	エコクリーン松江	松江市鹿島町上講武1699-1	255t/24H	H23	
雲南	仁多可燃物処理センター	仁多郡奥出雲町三成1392	20t/8H	S56	
出雲	出雲エネルギーセンター	出雲市芦渡町2383-1	218t/24H	H15	
県央	邑智クリーンセンターごみ焼却施設	邑智郡川本町大字川下3083-6	12t/8H	H10	
浜田	エコクリーンセンター	江津市波子町321-1	98t/24H	H18	事務組合
益田	益田地区広域クリーンセンター	益田市多田町1082-7	62t/24H	H19	事務組合
隠岐	海士町清掃センター	隠岐郡海士町大字福井484	7t/8H	H11	
隠岐	西ノ島町ごみ焼却場（清美苑）	隠岐郡西ノ島町大字美田850-3	10t/8H	H6	
隠岐	知夫村ゴミ焼却場	隠岐郡知夫村1756-1	1.56t/8H	H26	
隠岐	島後清掃センター	隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山1-2	25t/8H	H5	

表2. 島根県内における一般廃棄物不燃物処理施設

平成30年1月31日現在

ブロック	施設名称	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	備考
松江	西持田リサイクルプラザ	松江市西持田町621	16	H10	リサイクルプラザ
松江	川向リサイクルプラザ	松江市竹矢町1439-5	64	H14	リサイクルプラザ
松江	エコステーション松江	松江市西持田町627	59	H14	粗大ごみ処理施設
松江	安来市高尾クリーンセンター	安来市清瀬町497-3	20	H5	粗大ごみ処理施設
松江	安来市広瀬一般廃棄物前処理施設	安来市広瀬町下山佐1473-3	4	H3	粗大ごみ処理施設
松江	安来市伯太農産廃棄物処理施設	安来市伯太町東母里1431	6.9	H3	粗大ごみ処理施設
雲南	仁多クリーンセンター	仁多郡奥出雲町横田1539-6	7	H11	粗大ごみ処理施設
雲南	いいしクリーンセンター	飯石郡飯南町都加賀698-1	2.4	H15	リサイクルセンター(事務組合)
雲南	リサイクルプラザ	雲南市木次町里方1369-39	12.5	H16	リサイクルセンター(事務組合)
出雲	佐田クリーンセンター	出雲市佐田町大呂2865-1	3	H6	ストックヤード
出雲	出雲リサイクルセンター	出雲市西神西町1732-3	45	H8	容器包装リサイクル推進施設
出雲	平田不燃物処理センター	出雲市十六島町1485-2	20	S63	粗大ごみ処理施設
出雲	出雲クリーンセンター	出雲市西神西町1732-3	50	H7	粗大ごみ処理施設
出雲	斐川クリーンステーション	出雲市斐川町学頭3215	13	H8	粗大ごみ処理施設
県央	大田市不燃物処分場	大田市仁摩町宅野1111-1	8	H27	粗大ごみ処理施設
県央	大田リサイクルセンター	大田市大田町野城138-1	4	H13	容器包装リサイクル推進施設
県央	大田容器包装リサイクルセンター	大田市静間町713-2	2	H23	容器包装リサイクル推進施設
県央	邑智クリーンセンターリサイクルセンター	邑智郡川本町大字川下3083-6	1.7	H16	リサイクルセンター(事務組合)
県央	邑智クリーンセンターリサイクルプラザ	邑智郡川本町大字川下3083-6	5	H11	粗大ごみ処理施設(事務組合)
浜田	浜田市不燃ごみ処理場	浜田市生湯町935	20	H4	粗大ごみ処理施設
浜田	江の川リサイクルセンター	江津市島の星町288-13	2.77	H14	リサイクルセンター
浜田	島の星クリーンセンター	江津市島の星町288-13	14	H7	粗大ごみ処理施設
益田	益田市リサイクルプラザ	益田市下波田町490	16	H15	リサイクルセンター
益田	鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザ	鹿足郡吉賀町幸地1319	6.1	H16	リサイクルセンター(事務組合)
隠岐	海士町リサイクルセンター	隠岐郡海士町大字福井484	1	H11	その他
隠岐	海士町リサイクルセンター	隠岐郡海士町大字福井484	5	H11	粗大ごみ処理施設
隠岐	島後リサイクルセンター	隠岐郡島後町今津16	2.7	H13	リサイクルセンター

表3. 島根県内における一般廃棄物最終処分場

平成30年1月31現在

ブロック	施設名称	設置場所	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	使用開始年	備考
松江	西持田不燃物処理場	松江市西持田町641	45,700	545,000	S63	
松江	宍道不燃物処理場	松江市宍道町東来寺974-1	2,200	6,000	H15	
松江	西持田最終処分場	松江市西持田町621	22,310	156,641	H2	
松江	姫津埋立処分場	松江市東出雲町春日463-2	7,100	27,000	H10	
松江	安来市クリーンセンター穂日島	安来市穂日島町491	19,000	53,115	H5	
松江	安来市広瀬一般廃棄物最終処分場	安来市広瀬町下山佐1473-3	4,100	25,157	H3	
松江	安来市伯太般廃棄物最終処分場	安来市伯太町東母里2387-6	5,700	21,032	S61	
雲南	仁多クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	仁多郡奥出雲町横田1539-6	6,300	61,800	H11	
雲南	加茂町不燃物処理場	雲南市加茂町神原530-1	2,808	10,000	H2	事務組合
雲南	いいしクリーンセンター最終処分場	飯石郡飯南町都加賀698-1	630	2,800	H16	事務組合
雲南	埋立最終処分場	雲南市木次町里方1369-13	5,200	28,500	H15	事務組合
出雲	平田不燃物処理センター	出雲市十六島町1485-2	9,050	52,370	S63	
出雲	佐田クリーンセンター	出雲市佐田町大呂2865-1	2,300	7,734	H6	
出雲	神西一般廃棄物埋没処理場	出雲市西神西町1732-3	34,700	420,000	H7	
出雲	斐川クリーンステーション	出雲市斐川町学頭3215	6,600	42,200	H8	
県央	温泉津一般廃棄物処分場	大田市温泉津町湯里385-2	3,000	10,076	H5	
県央	大田市不燃物処分場	大田市仁摩町宅野1111-1	4,200	50,000	H27	
県央	邑智クリーンセンター最終処分場	邑智郡川本町大字川下3083-6	3,550	14,300	H11	事務組合
浜田	浜田市埋立処分場	浜田市生湯町920	5,100	62,000	H23	
浜田	島の星クリーンセンター最終処分場	江津市島の星町288-13	8,600	53,000	H7	
益田	益田市下波田埋立処分場	益田市下波田町490	18,400	146,629	S60	
益田	鹿足郡不燃物処理組合埋立処分地施設	鹿足郡吉賀町幸地1319	760	3,100	H16	
隱岐	海士町一般廃棄物最終処分場	隱岐郡海士町大字崎700-5	3,000	12,000	H10	
隱岐	西ノ島町一般廃棄物最終処分場	隱岐郡西ノ島町大字美田850-3	4,200	13,000	H12	
隱岐	島後一般廃棄物最終処分場	隱岐郡隱岐の島町今津	12,000	80,000	H13	

表4. 島根県内におけるし尿処理施設

平成29年10月31日現在

ブロック	施設名称	設置場所	規模 (kL/日)	使用開始年	備考
松江	川向クリーンセンター	松江市竹矢町川向1439	51	H11	
松江	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター	安来市東赤江町871	36	H25	
出雲	出雲環境センター	出雲市西園町4295-34	193	H16	
県央	大田し尿処理場	大田市静間町1797-20	73	H7	
県央	志谷苑	邑智郡川本町大字因原701-1	43	H9	事務組合
浜田	浜田浄苑	浜田市治和町742-1	125	H8	
浜田	江津浄化センター	江津市敬川町2326-3	40	H1	
益田	久城が浜センター	益田市久城町1199-1	108	H4	
益田	し尿処理施設 クリーンパルにちはら	鹿足郡津和野町瀧元668	27	S59	事務組合
隠岐	西ノ島町汚泥再生処理センター びわ苑	隠岐郡西ノ島町別府365-2	1	S63	
隠岐	島後クリーンセンター	隠岐郡隠岐の島町加茂小池	2.7	S63	

